

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から55年3月まで

私は、私の妻が、昭和55年5月に役場に婚姻届を提出した際、役場の職員に勧められて、妻と一緒に国民年金に加入した。その際、私の妻が、私の国民年金保険料の未納分について、役場の職員から納付した方がよいとの話を聞き、後日、未納分の納付書を送付してもらい、郵便局で20万円以上の保険料を一括して納付した。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、25年以上にわたり国民年金保険料をすべて納付している上、夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されたその妻も申立期間以降、国民年金保険料を完納しているなど、夫婦共に納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を一括して納付したとする時期は、特例納付が実施されていた時期である上、納付したとする金額についても、申立期間の保険料を一括して特例納付した場合の国民年金保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとするその妻は、「国民年金保険料の未納分について、役場の職員から納付した方がよいとの話を聞き、未納分の納付書を送付してもらい、郵便局で納付した。」と述べるなど、申立内容は詳細かつ具体的であり、不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島厚生年金 事案 318

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から同年7月27日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は申立期間当時、私の弟が経営する申立事業所で営業の仕事に従事していた。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、53万円と記録されていたところ、申立人が申立事業所に係る被保険者資格を喪失した日（平成4年7月27日）の後の平成6年3月15日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる上、当該事業所における厚生年金保険被保険者72人が、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成8年8月30日）の後の8年9月2日付けで、申立人と同様に、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が、申立期間前の平成4年2月17日から6年3月30日までの間、当該事業所の取締役となっていることが確認できるものの、申立人自身は、営業の仕事に従事しており、会社の経営には一切関わっておらず、社会保険事務等についての権限も有していなかったと供述して

いる上、申立人が挙げた元同僚（当時の取締役）は、「社会保険等に関する事務は自分が行っていたが、事務処理の権限は代表取締役の社長にあった。」と供述していることなどを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月10日から同年5月21日まで

今回の申立てに先立つ平成20年11月に社会保険事務所の職員が来訪し、A社における私の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録について、事実と反してこれを引き下げる訂正が行われている可能性があるとの説明があった。

私は、申立事業所で給料を4回ほど受け取った後、当該事業所を辞めさせられた経緯がある。

申立期間について、遡及訂正前の標準報酬月額であったことを認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、当初、41万円と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成3年8月31日）の後の平成5年6月29日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって18万円に引き下げられていることが確認できる上、当該事業所における厚生年金保険被保険者7人が、申立人と同様に、同日付けで、さかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本では、申立人が当該事業所の役員ではなかったことが確認できるとともに、申立期間当時の代表取締役が、当該事業所に申立人が在籍していた記憶は無いと供述していることを踏まえると、上記の遡及訂正処理に関して、申立人が関与した事実は認められない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、国民年金を満額受給するために、国民年金保険料をすべて納付してきた。「ねんきん特別便」が送付され、平成8年5月に国民年金の資格記録が訂正されたことに伴い、平成元年3月の国民年金保険料が未納とされたことを初めて知った。

資格記録の訂正が行われた時点では、時効により国民年金保険料を納付できないとされているが、新たに納付の機会を設け、国民年金を満額受給できるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の社会保険庁の被保険者台帳によると、平成8年5月10日付けでその夫の厚生年金被保険者期間にあわせて、申立人の国民年金の第3号被保険者の喪失日が、元年4月1日から同年3月24日に訂正され、その結果、申立期間の元年3月が国民年金の第1号被保険者期間に訂正され、未納が生じたものであるところ、これについては申立人自身が、資格記録が訂正された時点では、時効により国民年金保険料を納付できなかったとして、申立期間の国民年金保険料を納付していないことを認めている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、既に消滅時効にかかった保険料について納付の機会を付与するよう求めているが、年金記録確認第三者委員会は保険料納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、保険料納付に関する法律の規定の当否を審議する機関ではない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び38年10月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和38年10月から39年3月まで

申立期間については、集金人に毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた時期であり、集金人は、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙にだけ押印して、検認記録欄には押印しなかった。集金人が「検認台紙の方だけ押印があればいい。」と言っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「集金人は、国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙にだけ押印して、検認記録欄には押印しなかった。」と主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄では、申立期間である昭和37年度及び昭和38年10月から39年3月までの各欄には、検認印が押されていないが、申立期間以外の月には、検認印または申免印が押されていることが確認できることから、申立期間のみ検認印が不要であったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、「集金人に毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。」と述べているが、申立期間については、その夫も未納とされている上、市の国民年金被保険者名簿等では申立期間①直後の昭和38年度及び申立期間②直後の39年度については毎月納付とはなっていないことが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年4月1日から18年10月25日まで
② 昭和18年10月27日から19年1月24日まで
③ 昭和21年3月1日から22年10月1日まで

申立期間①については、私はA事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は当該期間には無く、2回目の勤務の昭和24年10月8日から28年2月2日までの間のみとなっているとのことであった。

また、申立期間②及び③については、それぞれ、B事業所及びC事業所で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は無いとのことであった。

私が申立事業所で勤務していたことは事実であるので、厚生年金保険に加入していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が挙げた元同僚の加入記録が確認できることなどから、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該名簿では、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を昭和24年10月8日に取得し、28年2月2日に喪失したことが確認できるのみであり、申立期間①において申立人の氏名は無い上、社会保険庁のオンライン記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、17年12月1日であることから、申立期間①のうち、17年4月1日から同年11月30日までの期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立事業所は昭和 54 年 5 月 1 日付けで適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、申立期間①当時の事業主等の所在も不明であるとともに、申立人が挙げた元同僚は既に死亡している上、他の元同僚は所在不明であることなどから、申立ての事実に係る関係資料、供述等を得ることができない。

申立期間②については、B 事業所という事業所は、社会保険庁のオンライン記録等では、類似する名称を含めても適用事業所として確認できない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が挙げた元同僚の加入記録が確認できないことなどから、申立ての事実に係る供述等を得ることができない。

申立期間③については、社会保険事務所が保管する C 事業所に係る被保険者名簿等では、当該事業所が申立期間③の前の昭和 17 年 12 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までの間、及び申立期間③の後の 23 年 6 月 1 日から 30 年 8 月 23 日までの間、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみであり、申立期間③において適用事業所となっていることが確認できない。

また、申立事業所は昭和 30 年 8 月 23 日付けで適用事業所ではなくなった旨の処理が行われており、申立期間③当時の事業主等の所在も不明であるとともに、申立人が姓のみ挙げた元同僚は既に死亡している上、他の元同僚は所在不明であることなどから、申立ての事実に係る関係資料、供述等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月1日から39年1月1日まで

社会保険庁では、私が昭和30年3月から38年12月まで継続して勤めていたA事業所又は社名変更後のC事業所での厚生年金保険の加入記録はA事業所について30年3月1日から同年8月1日までのみとなっているとのことであった。

申立期間当時の資料は無いが、A事業所及びC事業所の事業主は私の元夫であり、また、私は申立事業所で間違いなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述などから、申立人が申立期間当時、A事業所が名称変更した後のB事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するB事業所に係る「健康保険、厚生年金保険被保険者得喪処理表」等では、当該事業所が昭和30年3月1日から31年8月31日までの間、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるのみであり、申立期間のうち、31年9月1日から39年1月1日までの期間は適用事業所となっていない上、C事業所という事業所は、申立期間中を含めて、現在までの間、適用事業所として確認できない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、複数の元同僚から聴取したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料、供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管するB事業所に係る健康保険厚生年金保険被

保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日が昭和30年3月1日、喪失日が同年8月1日であることが確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 5 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、A社(平成 8 年 3 月 22 日付けでB社からC社へ名称変更の後、11 年 10 月 19 日付けでA社へ名称変更)における申立期間に係る標準報酬月額が、私の当時の給与月額に比べて低くなっているようである。

私が保管しているC社が発行した平成 7 年 6 月から 8 年 5 月までの期間の給与証明書(平成 8 年 7 月 8 日付け)の給与月額の中には、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額よりも高額となっている月もある。

申立期間について、私が実際に受け取っていた給与月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間当時における申立人の給与月額に比べて低くなっていると主張している。

しかしながら、A社D営業所が保管する、申立期間に係るB社、C社及びA社における健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等では、これらの事業所が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額が、社会保険庁のオンライン記録とすべて一致していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間のうち、平成 7 年 5 月から同年 9 月までの期間については当該事業所から訂正に関する届出が行われているが、そのほかに標準報酬月額が遡及して取り消されたり、訂正されたりした不自然な形跡は確認できない。

さらに、A社D営業所では、申立期間に係る申立事業所における賃金台帳等は保存していないとしている上、申立人が保管する給与証明書等には、申立期

間に係る申立人の厚生年金保険料の控除額が記載されていないことなどから、申立人の申立期間に係る実際の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。